

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成23年
3月18日
(金曜日)

目次

告示

土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課).....一

換地処分届出(都市計画課).....二

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(二件)(砂防課).....二

建築主事の所管区域等に関する告示の一部改正(建築指導課).....三

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(四件)(商政課).....三

県管長門地区中山間地域総合整備事業(黄幡換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課).....四

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出(都市計画課).....四

防府都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....四

選管告示

直接請求に必要な有権者の数.....五

山口県告示第百十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十三年三月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 起業者の名称
山口市

二 事業の種類

湯田温泉拠点施設(仮称)整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分

山口市湯田温泉二丁目地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

湯田温泉拠点施設(仮称)整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三十二条に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である山口市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、地域の観光資源である温泉を活用した施設を整備することにより、起業地及びその周辺地域の観光の振興が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、観光客の利便性が高いこと等を条件として、二案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、地域の観光資源である温泉を活用した施設を整備することにより起業地及びその周辺地域の観光の振興を図るため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所
山口市経済産業部観光課

山口県告示第百十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、山陽都市計画事業厚狭駅南部地区土地区画整理事業施行者山陽小野田市から土地区画整理事業の施行地区について、次のとおり換地処分をした旨の届出があつた。

平成二十三年三月十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 換地処分の年月日
平成二十二年十二月二十八日
- 二 換地処分の内容
平成二十二年十二月二十四日認可された換地計画のとおり

山口県告示第百十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成九年山口県告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十八日

山口県知事 二井 関成

遠ヶ崎東地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線 標柱十五号と十六号を市道遠ヶ崎線北東側境界線に沿って結んだ線、標柱十六号と十七号を結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた区域。ただし、保安林指定区域（昭和五十八年八月十二日農林水産省告示第千四百二十四号）を除く。

市名	防府市
大字名	台道
字名	観音沖平
地番	一五の 一四の 一四の 一
標柱番号	一号 二号 三号

市名	周南市
大字名	上村
字名	水上
地番	二四〇七 一五九 一五八
標柱番号	一号 二号 三号

山口県告示第百十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成十九年山口県告示第三百九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十八日

山口県知事 二井 関成

水上地区に関する部分を次のように改める。
一 区域の名称
水上(1)地区
二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた区域

市名	周南市
大字名	上村
字名	水上
地番	二四〇七 一五九 一五八
標柱番号	一号 二号 三号

(六八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年十一月五日山口県公告(三六八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年三月十八日から同年四月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年三月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス矢原店

所在地 山口市矢原町五六一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年十一月五日山口県公告(三六九)に係る大規模小売店舗について次のとおり萩市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年三月十八日から同年四月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年三月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス萩店

所在地 萩市大字椿東二六三八の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(七〇) 県営長門地区中山間地域総合整備事業(黄幡換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

県営長門地区中山間地域総合整備事業の施行に係る黄幡換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年三月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営長門地区中山間地域総合整備事業(黄幡換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年三月二十二日から同年四月十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(七一) 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二十九条第一項の規定により、岩国市平田一丁目土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十三年三月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した理事

氏名 金本 久男 住所 岩国市南岩国町二丁目八一番一〇号

二 退任した理事

氏名 金本 久男 住所 岩国市南岩国町二丁目八一番一〇号

(七十二) 防府都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年三月十八日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁